

# 鳥取県クリーニング業燃料費 高騰対策事業補助金

最大 **5万円**

補助率：1 / 2

原油価格高騰の中頑張る

クリーニング業のみなさまを応援します！



対象者

鳥取県内 **クリーニング事業者**（取次所を除く。）

補助額

**最大 5万円**を補助（補助率 1 / 2）

令和5年4月1日～令和5年11月30日までで  
事業者が選択する連続した6か月以内の期間の

【重油購入量×31円/L】 【灯油購入量×34円/L】 の合計額の 1 / 2  
※千円未満切捨て

例：令和5年5月1日から10月31日の期間中、  
重油800L、灯油500L使用したとき

{ (重油800L × 31円) + (灯油500L × 34円) } × 1/2 = 20,900

⇒ 補助額 20,000円(千円未満切捨)

申請期限

上記の事業者が選択した期間の末日から60日を経過した日

※ただし、6 / 15までを期間とする場合は、6 / 15の翌日から60日後を申請期限とします。

ご相談・お問い合わせは 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

電話：0857-26-7247 FAX：0857-26-8171

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 / メール：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp

# クリーニング業燃料費高騰対策事業補助金

対象事業者	鳥取県内のクリーニング所 (洗濯物の受け取り及び引渡しのみを行うものを除く) を経営する者。	補助率：1/2
	※複数のクリーニング所を経営する方は、クリーニング所ごとに補助金の交付が受けられます。 (まとめて申請することもできます)	(1店舗あたり) 補助上限額：5万円

## 補助対象経費

### 対象クリーニング所の運営に要する燃料（重油及び灯油）の購入にかかる費用

**対象期間** 令和5年4月1日から令和5年11月30日の期間のうち、申請者が選択する連続した6ヵ月以内の期間。

**対象経費** 対象クリーニング所ごとに、①及び②の合計額（※千円未満切捨て）

- ① 重油購入量（納入が完了したもの）× 31円/L
- ② 灯油購入量（納入が完了したもの）× 34円/L

※補助は選択した期間にかかわらず、クリーニング所ごとに1回限りです。

## 提出書類

- ①補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②補助事業計画（報告）書（様式第2号）
- ③クリーニング業法第5条の2の規定による確認証の写し
- ④燃料の購入実績（購入量・納入日）及び代金支払済であることが確認できる書類（納品書及び領収書等の写し）
- ⑤振込先口座の通帳の写し（金融機関、店番、口座番号、口座名義人カナ名が確認できる部分）



## 手続きの流れ



申請は表面記載の期限までに提出してください。

## 受付方法



〒680-8570  
県庁くらしの安心推進課 宛（所在地記載不要）

ご相談・お問い合わせは 鳥取県生活環境部くらしの安心推進課

**電話：0857-26-7247 FAX：0857-26-8171**

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地 メール：kurashi-hojokin@pref.tottori.lg.jp

